

住宅改修 必要書類のチェックリスト（支給申請）

提出用

被保険者番号	被保険者氏名	支給申請時点での要介護認定	被保険者の状況
		申請中	在宅
		認定あり	入院(所)中

介護支援専門員又は地域包括支援センター職員

事業所名称	氏名

確認項目

- ①負担割合証により、被保険者の負担割合を確認した。
- ②住宅改修費について次のことを説明し、被保険者の了承を得た。
  - ・支給限度基準額が20万円であること
  - ・被保険者の負担割合に応じた自己負担額となること
  - ・住宅改修の履歴等に応じて自己負担額が生じること
  - ・要介護認定中の場合、その結果によって保険給付されないことがあること
- ③複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう被保険者に対する説明を行った。
- ④見積書の材料費と工賃および諸経費等は区分けして記載されている。
- ⑤理由書作成日から支給申請時点で被保険者のADL（心身状況）等に変化がなく、現在の状態像に改修内容が即していることを確認した。
- ⑥裏面の自己点検用チェックリストの内容について確認した。

●本チェックリストについて、全項目確認済である。 はい ・ いいえ

※下記内容は一般的な事例を想定しています。予めご了承ください。

**<介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書>**

- 必要項目にすべて記載がある。
- 申請者は被保険者本人である。
- 被保険者氏名、住所等が被保険者証の記載内容と一致している。

**<見積書>**

- 宛名は被保険者本人のフルネームとなっている。
- 事業者情報（事業者名等）が漏れなく記載されている。
- 介護保険対象外の工事が含まれている場合、介護保険対象となる部分が明示されている。
- 見積書の計算が合っている。

**<住宅改修を必要とする理由書>**

- 必要項目にすべて記載がある。
- 被保険者氏名、住所等が被保険者証の記載内容と一致している。
- 理由書作成者の氏名や事業所名が漏れなく記載されている。
- 理由書作成者が福祉住環境コーディネーター2級の場合、連携している介護支援専門員や地域包括支援センター職員の氏名等が記載されている。
- 改修内容が住宅改修の告示（介護保険の給付対象となる住宅改修の種類）に当てはまる。
- 被保険者のADL（心身状況）等と改修項目や改修箇所等が合致している。
- 福祉用具貸与から住宅改修に切り替える場合、その理由を明確にしている。  
（例）レンタル手すりを使用している方が、同じ場所に住宅改修で手すりを設置する場合

**<写真（・図面）等>**

- 日付入りの写真である。
- 写真に改修（予定）箇所がマジック等で記載されている。
- 改修箇所全体（段差等も含む）が写っている写真である。
- 改修箇所が複数にわたること等により図面も提出する場合、被保険者の動線や改修箇所が確認できる図面となっている。

**<住宅改修の承諾書>**

- 必要項目すべての記載がある。
- 改修する住宅を複数の者が所有している場合、所有者全員の承諾書がある。

**<その他>**

- 理由書作成者が介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員でない場合、理由書作成者と連携をとり、今回申請する住宅改修の内容を把握し、被保険者の困難状況を解消するものとして妥当であると判断した。
- リハビリテーション専門職による点検の必要性について説明し、同意書が添付されている。

**受領委任払いの場合のみ**

※新規・更新・区分変更申請中及び入院（所）中の場合、受領委任払いでの申請はできません。ただし、更新申請中の方で認定有効期間内に工事が完了すると見込まれる場合は、受領委任払いでの申請も可能です。

**<受領委任通知書>**

- 必要項目にすべて記載がある。
- 被保険者および事業者の押印がある。

住宅改修 必要書類のチェックリスト（完了届）

提出用

被保険者番号	被保険者氏名	支給申請時に入院（所）中だった場合
		退院（所）日：           年    月    日

介護支援専門員又は地域包括支援センター職員

事業所名称	氏名

確認項目
<p>①完了届提出までに、住宅改修着工日と完了日時点において要介護認定を受けていることを確認した。</p> <p>②支給申請時と改修内容が一致している。</p> <p>③【被保険者本人が死亡している場合】支給資格者申告書を添付している。</p> <p>④裏面の自己点検用チェックリストの内容について確認した。</p> <p><b>●本チェックリストについて、全項目確認済である。</b>            <u>はい</u> ・ <u>いいえ</u></p>

※下記内容は一般的な事例を想定しています。予めご了承ください。

#### <住宅改修完了届>

- 必要項目にすべて記載がある。
  - 申請者は被保険者本人である。
- ※住宅改修施工後に被保険者が死亡した場合は、受給資格者申告書の申告人が申請者となります。  
また、口座振込依頼欄の口座名義人についても、受給資格者申告書の申告人の氏名が記載されます。
- 被保険者氏名、住所等が被保険者証の記載内容と一致している。
  - 着工日、完成日は、「介護保険 住宅改修 確認結果通知書」の通知日以降の日付である。

#### <領収証>

- 領収証は原本である。
  - 宛名は、被保険者本人である。
- ※住宅改修施工後に被保険者が死亡し、死亡日の翌日以降に領収した場合の宛名は受給資格者申告書の申告人の氏名となります。
- 領収日は、完成日以降の日付である。
  - 事業者印の押印、事業者情報（事業者名等）の記載がされている。
  - 正しい領収金額が記載されている
- ※介護保険対象外の工事を同時に行う場合、介護保険対象分の金額を領収証に明示してください。
- 【償還払いの場合】 領収金額が、事前申請時の金額と一致している。
- 【受領委任払いの場合】 領収金額が、「住宅改修に係る請求額証明書」の「E：被保険者 支払額」と一致している。

#### <写真>

- 日付入りの写真である。
- 改修箇所全体（段差等も含む）が写っている写真である。

#### <その他>

- 改修費用が変更となった場合（支給申請時と改修内容は一致しているが、補強材等が必要なくなった等の理由）、事前に介護保険課に連絡を入れるとともに、実際に行った工事の内訳書を添付してください。

#### 受領委任払いの場合のみ

#### <住宅改修に係る請求額証明書>

- 必要項目にすべて記載がある。
- 事業者印の押印、事業者情報（事業者名等）の記載がされている。